

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 高田 守 様 あて名 〒104-0045 日本国東京都中央区築地1丁目12番22号 コン ワビル7階 特許業務法人 高田・高橋国際特許事 務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 655437W001		発送日 (日.月.年) 12.09.2017	
国際出願番号 PCT/JP2017/021832	国際出願日 (日.月.年) 13.06.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G07C9/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 三菱電機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 01.09.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 小島 哲次 電話番号 03-3581-1101 内線 3372	3R	4775

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	5-7	有
	請求項	1-4, 8-10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2017-50000 A (株式会社日立国際八木ソリューションズ) 2017. 03. 09, 段落[0024]-[0073], [図1]-[図6] (ファミリーなし)
- 文献2: JP 2007-303239 A (コニカミノルタホールディングス株式会社) 2007. 11. 22, 段落[0041], [0045], [0050], [0059]-[0063], [0069]-[0070], [0091], [図1], [図5] (ファミリーなし)
- 文献3: JP 2015-1790 A (セコム株式会社) 2015. 01. 05, 段落[0016], [0021], [0030], [0037], [0045], [図1]-[図3] (ファミリーなし)
- 文献4: JP 2007-9643 A (三菱電機株式会社) 2007. 01. 18, 段落[0011] (ファミリーなし)

請求項1-3, 9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献1には、IMES送信機によるユーザの位置情報をもとに、ユーザの通る方向を予測して、各部屋(本願請求項1, 9に係る発明の「複数の管理領域」に相当)のいずれの扉を解錠するかを判定(同「管理領域選定部」に相当)する制御装置が記載されている(特に段落[0024]-[0058], [図1]-[図3]を参照されたい。)

文献2-3の記載にもみられるように、入退室管理システムにおいて、カメラからの画像を入力する(同「画像情報受信部」に相当)こと、入力画像をもとに人物を検出する(同「画像情報抽出部」に相当)こと、検出した人物を追尾して人物の位置を特定すること、人物が領域に進入(本願請求項1に係る発明の「来訪者の位置」、本願請求項2に係る発明の「来訪者の位置の変化」、及び、本願請求項3に係る発明の「来訪者の位置に対応した画像領域の変化」に相当)を判定することは、周知技術である(特に文献2の段落[0041], [0045], [0050], [0059]-[0063], [0069]-[0070], [図1], [図5]、及び、文献3の段落[0016], [0021], [0030], [0037], [0045], [図1]-[図3]を参照されたい。)

そうすると、文献1に記載された発明において、文献2-3に記載された周知技術を適用して、送信機に代えてカメラ、画像情報受信部及び画像情報抽出部を具備し、来訪者の位置、来訪者の位置の変化及び来訪者の位置に対応した画像領域の変化、並びにカメラに応じて、管理領域を選定することは、当業者にとって容易である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明は、文献 1-3 と、国際調査報告で引用された文献 4 とにより進歩性を有しない。

文献 4 には、通行許可の判断に対して、時間帯を設定する出入管理装置が記載されている（特に段落[0011]を参照されたい。）。

そうすると、文献 1 に記載された発明において、文献 2-4 に記載された構成を適用して、時間帯を設定することは、当業者にとって容易である。

請求項 8, 10 に係る発明は、文献 1-3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、カメラ、及び、カメラ画像取得制御部を具備することが記載されている（特に段落[0059]-[0073], [図 4]-[図 6]を参照されたい。）。

文献 2 には、データベースと通信（本願請求項 8, 10 に係る発明の「画像情報送信部」に相当）を行って顔認証を行うことが記載されている（特に段落[0091]を参照されたい。）。

そうすると、文献 1 に記載された発明において、文献 2-4 に記載された構成を適用して、画像情報送信部を具備することは、当業者にとって容易である。

請求項 5-7 に係る発明は、国際調査報告に引用された文献 1-4 に記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

いずれの文献にも、請求項 5 に係る発明が有する、管理領域選定部は、現時点において設定された移動時間が経過する前に画像情報抽出部により抽出された画像情報における来訪者の位置に対応した画像領域が変化しない場合に来訪者に利用を許可する管理領域を選定しない構成、請求項 6 に係る発明が有する、管理領域選定部は、現時点において滞留時間が経過する前に画像情報抽出部により抽出された画像情報における来訪者の位置に対応した画像領域が変化した場合に来訪者に利用を許可する管理領域を選定しない構成、及び、請求項 7 に係る発明が有する、予め設定された移動時間が経過する前に画像情報抽出部により抽出された画像情報における来訪者の位置に対応した画像領域が変化しない場合または予め設定された滞留時間が経過する前に画像情報抽出部により抽出された画像情報における来訪者の位置に対応した画像領域が変化した場合に、来訪者の画像情報を記憶する記憶装置が記載されておらず、請求項 5-7 に係る発明はそれにより、管理領域のセキュリティを維持できるという有利な効果を発揮する。